

凡 例



: 計画地



: 最大値出現地点 (④ : 64. 7dB)



: 各敷地境界等における最大値出現地点
 (① : 53. 7dB、② : 53. 6dB、③ : 47. 1dB)



1 : 10,000

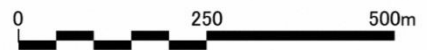


図 6. 3-4 施設の稼働に伴う振動の予測結果及び中防処理施設敷地境界

ウ 施設の稼働に伴う低周波音

施設の稼働に伴う低周波音の評価の結果は、表 6.3-7(1)及び表 6.3-7(2)に示すとおりである。

施設の稼働時のG特性音圧レベルの予測結果は、78～89dB であり、評価の指標とした「心身に係る苦情に関する参照値」を下回る。また、施設稼働時のF特性音圧レベルの予測結果は、敷地境界東側（地点2）の8Hzを除き、評価の指標とした「物的苦情に関する参照値」を下回る。

敷地境界東側（地点2）ではF特性音圧レベルが評価の指標を上回るが、計画地周辺は工場等が立地する地域であり、住居等がない。加えて、設備機器の適正な運転管理や最新の設備の導入を図ることで低周波音の発生を防ぐため、施設の稼働に伴う低周波音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-7(1) 施設の稼働に伴う低周波音の評価結果（G特性）

調査地点	区分	G特性等価音圧レベル ^{注1)} (L _{Geq}) (dB)		評価の指標 ^{注2)}
		稼働時		
1	敷地境界北側	24時間	78	92 (G特性)
2	敷地境界東側	24時間	89	
3	敷地境界南側	24時間	80	
4	計画地境界西側	24時間	78	

注1) G特性等価音圧レベルは24時間の毎回の測定の等価音圧レベルのパワー平均値である。

注2) 評価の指標は、「低周波音問題対応の手引書」に示された「心身に係る苦情に関する参照値（G特性音圧レベル92dB）」とした。

表 6.3-7(2) 低周波音調査結果（F特性）

調査地点	稼働状況	平坦特性等価音圧レベル ^{注2)}																					
		AP ^{注1)}	中心周波数(Hz)																				
			1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	
1	敷地北	停止時	75	67	66	64	62	61	60	59	58	57	57	58	59	59	60	61	61	62	61	61	59
		稼働時	80	72	70	69	67	66	64	63	62	62	72	64	64	64	63	64	73	67	65	65	63
2	地境界東	停止時	80	65	64	63	61	60	59	58	56	56	57	61	60	60	73	76	65	65	66	62	59
		稼働時	85	74	73	71	70	69	67	66	65	64	<u>74</u>	69	73	68	76	79	76	70	70	68	64
3	境界南	停止時	74	64	62	61	59	57	57	56	56	56	58	59	60	60	62	63	64	64	62	61	59
		稼働時	79	67	65	63	62	61	60	60	60	59	62	64	66	66	67	69	70	68	70	68	63
4	西	停止時	74	65	64	62	61	60	59	57	57	57	58	59	61	60	60	61	62	62	61	60	58
		稼働時	78	68	66	65	64	63	62	61	60	61	68	65	65	65	64	65	66	67	65	64	62
評価の指標 ^{注3)}											70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99		

注1) APは、1～80Hzの周波数ごとの音圧レベルの合成値である。

注2) 平坦特性等価音圧レベルは24時間の毎回の測定の等価音圧レベルのパワー平均値である。

注3) 評価の指標は、「低周波音問題対応の手引書」に示された「物的苦情に関する参照値」とした。

注4) 下線部は、評価の指標を超過していることを示す。

(2) ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動

ア ごみ収集車両等の走行に伴う騒音

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価の結果は、表 6.3-8 に示すとおりである。

予測結果は、68～74dB であり、地点 1 において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準 (65～70dB) を下回るが、地点②、地点③及び地点④において環境基準を上回る。

地点②及び地点③は現況調査結果が既に環境基準を上回っており、ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分も 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考える。また、地点④は臨港道路南北線の供用により一般交通量が増加するため、予測結果が環境基準を上回るが、ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分は 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考える。

ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。

表 6.3-8 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価結果 (道路端)

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)				評価の指標 ^{注3)}
		現況調査結果 (a)	施設の稼働時の 一般交通量による 騒音レベルの 増減分 (b)	ごみ収集車両等による 騒音レベルの 増加分 (c)	予測結果 (d) = (a) + (b) + (c)	
①	青海三丁目交差点付近	68.7	-0.9	0.1 未満	68	(70)
②	若洲公園付近	<u>70.6</u>	3.5	0.1 未満	<u>74</u>	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	<u>74.7</u>	-0.8	0.1 未満	<u>74</u>	
④	フェリーふ頭公園付近	64.5	8.5	0.1 未満	<u>73</u>	(65)

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分 (6時～22時) である。

注3) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の適用除外区域に位置しているため、環境基準が適用されないが、評価の指標としては、環境基準を準用しており、() 内に準用した環境基準を示している。

注4) 下線部は、評価の指標を超過していることを示す。

注5) 「ごみ収集車両等」は、新施設に搬出入するごみ収集車両等とした。

イ ごみ収集車両等の走行に伴う振動

ごみ収集車両等の走行に伴う振動の評価の結果は、表 6.3-9 に示すとおりである。

予測結果は、48～57dB であり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活等に適用する規制基準（65dB）を下回る。また、現況調査結果に対するごみ収集車両等による振動レベルの増加分は 0.1dB 未満である。

ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。

表 6.3-9 ごみ収集車両等の走行に伴う振動の評価結果（道路端）

予測地点		振動レベル L ₁₀				
		現況調査結果 (a)	施設の稼働時の一般交通量による振動レベルの増減分 (b)	ごみ収集車両等による振動レベルの増加分 (c)	予測結果 (d) =(a)+(b)+(c)	評価の指標 ^{注4)}
		時間区分	昼間	昼間	昼間	昼間
①	青海三丁目交差点付近	57.8	-0.8	0.1 未満	57	65
②	若洲公園付近	45.4	2.2	0.1 未満	48	(65)
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	50.1	-0.8	0.1 未満	49	(65)
④	フェリーふ頭公園付近	48.9	6.4	0.1 未満	55	65

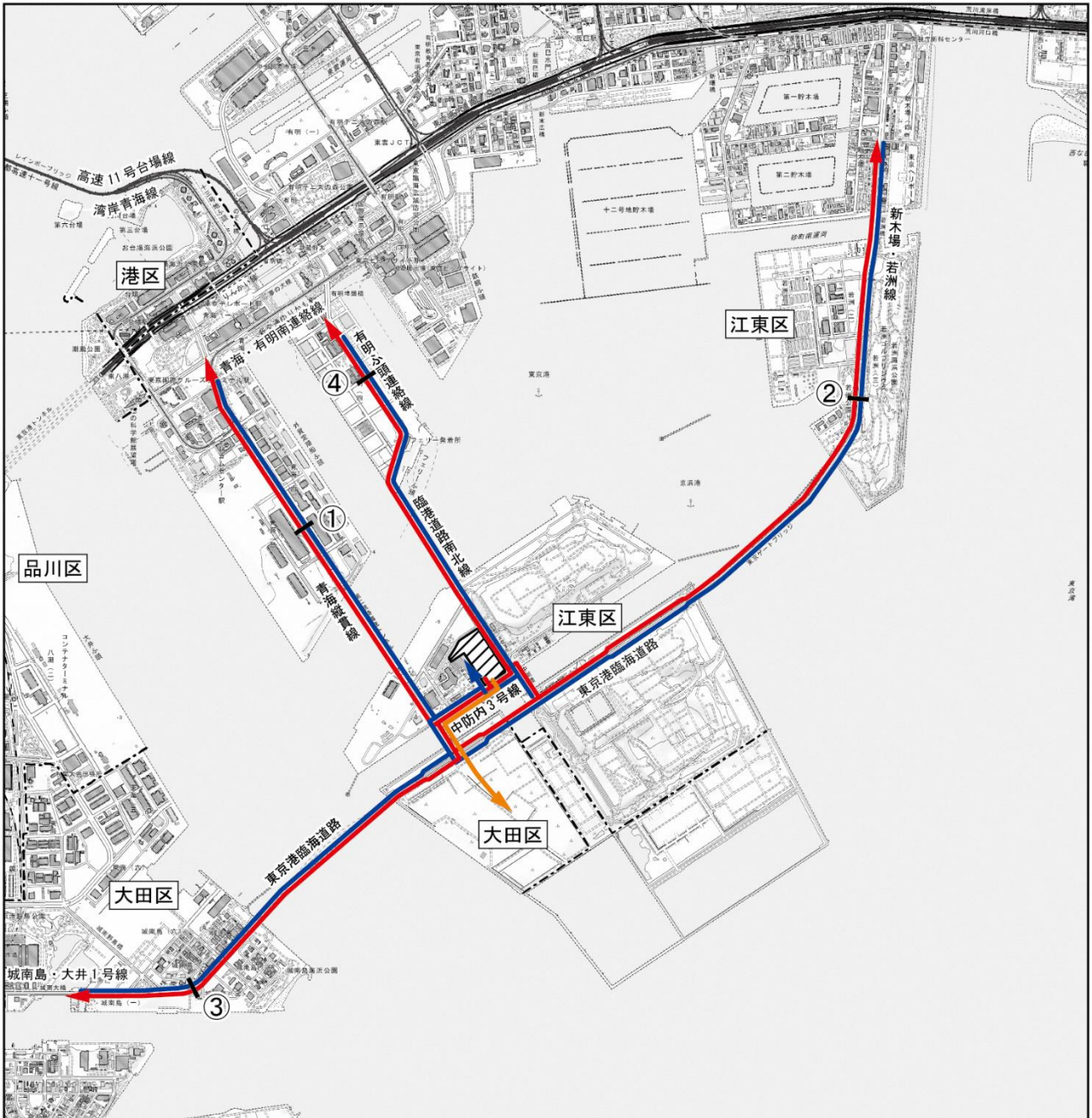
注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分（8時～20時）である。


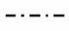



注3) 昼間の予測結果は、8時～17時の振動レベルの最大値を示す。

注4) 評価の指標は、「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準とした。なお、調査地点②及び調査地点③は工業専用地域のため区域区分の指定はないが、評価の指標としては「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（第二種区域）を準用しており、（ ）内に準用した環境基準を示している。

注5) 「ごみ収集車両等」は、新施設に搬出入するごみ収集車両等とした。



凡例

-  : 計画地
 -  : 区界
 -  : ごみ収集車両等 入車方向
 -  : ごみ収集車両等 出車方向
 -  : 予測地点
- ① 青海三丁目交差点付近
 - ② 若洲公園付近
 - ③ 動物愛護相談センター 城南島出張所付近
 - ④ フェリーふ頭公園付近



1:50,000



図 6.3-5 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動予測地点